

# 山中湖村いじめ防止基本方針

平成26年9月策定

山中湖村教育委員会

## 目 次

はじめに

<b>第一章</b>	<b>いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	<b>1</b>
1	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	2
3	いじめに関する基本的認識	2
4	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域や家庭との連携について	3
(5)	関係機関との連携について	3
(6)	保護者の役割について	4
<b>第二章</b>	<b>いじめ防止等のための対策の内容に関する事項</b>	<b>4</b>
1	いじめ防止等のために村が実施すべき施策	4
(1)	「山中湖村いじめ対策連絡協議会」の設置	4
(2)	「山中湖村教育委員会いじめ問題専門委員会」の設置	4
(3)	基本的施策	4
(4)	いじめに対する村の対応	6
2	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	6
(1)	いじめ防止基本方針の策定	6
(2)	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	6
(3)	学校におけるいじめ防止等に関する措置	6
3	重大事態への対応	7
(1)	重大事態の意味	7
(2)	重大事態の報告	7
(3)	重大事態に係わる調査	8
(4)	調査における聴き取りにあたっての留意点	8
(5)	調査結果の提供及び報告	8
4	調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置	9
<b>第三章</b>	<b>その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項</b>	<b>9</b>

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

山中湖村においては、これまでもいじめは決して許されない行為であると共にどの子供にもどの学校でも起こり得るものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）の施行を受けて、山中湖村は改めて児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を「山中湖村いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定するものである。

## 第一章

### いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1. いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法に規定されている基本理念は次のとおりである。

- ・ いじめの防止等の対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめは、決して許されないことを、すべての児童生徒が十分に理解できるようにしなくてはならない。
- ・ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

山中湖村は、この基本理念のもと、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことが出来るよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

## 2. いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本村はこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的に・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### 《具体的ないじめの態様例》

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による仲間はずれや無視をされる
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3. いじめに関する基本的認識

いじめについては、次の基本的な認識のもと取り組んでいくこととする。

- ・ いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危

険を生じさせうる。

- ・ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（学級内の無法状態等）等に大きな注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成される必要がある。

#### 4. いじめの防止等に関する基本的考え方

##### 1) いじめの防止

いじめを防止していくためには、すべての児童生徒が、人間関係の形成やストレスへの対処にかかわる力を身につけ、充実感を持って安心して生活していけるようにすることが大切である。

このために村・学校・地域住民・家庭その他の関係者は、互いに連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

##### 2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提であり、すべての大人が連携し子ども達の些細な変化に気付く力を高める必要がある。

学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること、また地域や家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

##### 3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校では直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対しては、事実を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行う必要がある。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談や事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため、学校における組織的対応の体制整備を行うとともに、すべての教職員がいじめへの対処の仕方について理解を深めておく必要がある。

##### 4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。いじめを認知したら関係する児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、PTA や地域の関係機関と協議することも必要である。

その場合、個人情報やプライバシーの問題にも配慮して慎重に対応することが重要である。

##### 5) 関係機関との連携について

いじめの問題に対応する際、学校や教育委員会の指導により十分な効果をあげることが困難な場合には、関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）との

適切な連携が必要である。平素から学校や村・教育委員会と関係者の連絡や担当者会議等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で規範意識を養う指導を行うと共に、児童生徒がいじめを行わないようにしなければならない。また、日頃から学校や教育委員会の発信する情報等を通じていじめ防止について理解を深めるとともに、家庭において児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気作りに努めることが大切である。

## 第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1. いじめ防止等のために村が実施すべき施策

#### (1) 「山中湖村いじめ対策連絡協議会」の設置

- ①村は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「山中湖村いじめ対策連絡協議会」（以下、連絡協議会という）を設置する。
- ②構成員は、山中湖村立小中学校、山中湖村教育委員会、山中湖村連合 PTA、山中湖村主任児童委員、児童相談所、法務局、警察等、実状に応じて決定する。

#### (2) 「山中湖村教育委員会いじめ問題専門委員会」の設置

- ①山中湖村教育委員会は、村立小中学校における「村のいじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うための附属機関として、『山中湖村いじめ問題専門委員会』（以下 専門委員会という）を設置する。（法第14条第3項）
- ②専門委員会の構成は、専門的な知識及び経験を有する第三者とし、公平性・中立性が確保されるように努める。
- ③法第28条に規定する重大事態にかかわる調査は、この専門委員会が行う。

#### (3) 基本的施策

- ①いじめの未然防止のための対策
  - ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や体験的活動の充実を図る。
  - イ 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図る。
  - ウ 児童生徒に達成感や充実感をもたらす分かる授業の実現に努めると共に、生徒指導の3つの機能（自己存在感・自己決定の場・共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。

## ②いじめの早期発見のための施策

- ア 村内の小中学校の児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」を実施するとともに、教育相談その他必要な措置を講じる。
- イ いじめに関する相談や通報を受け付ける電話相談窓口等について広く周知する。

## ③関係機関との連携

- ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所等の関係機関、家庭や地域団体との連携を促進する。
- イ 多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められるよう、PTA、学校評議員、県教育センター等の関係機関、地域の関係団体等と学校との連携を促進する。
- ウ 二校以上の学校の児童生徒に関わるいじめにおいても適切に対応出来るように学校相互間の連携協力を努める。

## ④教職員の資質向上

- ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修を推進するなど、教職員の資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

## ⑤相談支援体制の充実

- ア 心理、福祉等に関する専門的知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教育相談に応じる派遣制度の利用を促進する。
- イ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係わる相談を寄せることができる体制を整備する。

## ⑥ネット上のいじめへの対策

- ア 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめへの対策について、検討する。
- イ ネットいじめを防止し、効果的に対処することが出来るよう情報モラル教育や啓発活動の実施を促す。
- ウ 携帯電話やインターネット利用に係わる実態把握や、その結果を踏まえた対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

## ⑦啓発活動等の実施

- ア いじめの心身への影響、いじめ防止の重要性等、いじめに関する相談・救済制度等について児童生徒、保護者、教職員及び地域住民に対し、必要な広報活動を行う。
- イ 保護者が、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行えるよう保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援を行う。

#### ⑧学校評価・教職員評価への指導助言

ア 教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみによって学校や教職員を評価するのではなく、地域や児童生徒の実態を踏まえて目標を立てて取り組んでいるか、いじめが発生した場合には教職員が連携して組織的に解決にあたっているか等、取り組みや対応を評価すると共に、必要な支援や指導助言を行う。

#### ⑨学校運営改善の支援

ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるようにするために、事務機能の高度化・効率化や学校マネジメントを担う体制整備を図る等、学校運営の改善を支援する。

イ 保護者や地域住民が、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを支援する。

### (4) いじめに対する村の対応

①教育委員会は、村立小中学校から法第23条第2項の規定による報告を受けた時は、必要に応じ、その学校に対し必要な支援及び措置を講ずることを指示しまたは当該報告に係わる事案について必要な調査を行う。

②教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づきその児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を速やかに講ずる。

## 2. いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実状に応じた対策を推進することが必要である。

### (1) いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や県の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下 学校基本方針という）として定め、学校のホームページ等で公開する。

### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。(法第22条)

### (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、村及び教育委員会と連携し、いじめの防止や早期発見及びいじめが発生

した際の対処等にあたる。

#### ①いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象にいじめの未然防止に取り組むことが必要である。

そのためには、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍出来るようにする。

更に、教職員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。

#### ②早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や、場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多い。

このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう注意を払う。併せて、学校は定期的なアンケートや教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すと共に、加害児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 3. 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の意味

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時

例えば

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀な

くされている疑いがあると認める時

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も村教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

## (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集整理してその概要を把握するとともに、速やかに教育委員会に報告する。教育委員会は、学校から報告を受けたあと、事実関係を整理して村長に報告するとともに専門委員会によって調査を行う。

## (3) 重大事態に係る調査

調査委員会は、事実を明確にすることを目的に、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

## (4) 調査における聴き取りにあたっての留意点

### ①いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童生徒から丁寧に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、アンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒に被害が及ばないように留意する。

### ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院または死亡）

・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対しての質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

・児童生徒が死亡した場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。

## (5) 調査結果の提供及び報告

### ①調査結果を適切に提供する責任

村教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供にあたっては、村教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### ②調査結果の村長への報告

調査結果については、村教育委員会から村長に報告する。①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に提出する。

### 4. 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

#### ①再調査

報告を受けた村長は、当該報告に係わる重大事態への対処または発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

これについても村教育委員会または学校等による調査同様、再調査の主体はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### ②再調査の結果を踏まえた措置等

村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において必要な措置を講じる。

また、村長は再調査の結果を村議会に報告する（法第30条第3項）その際は、個々の事案の内容に応じ、関係する児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮する。

## 第3章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、国の基本方針が3年の経過を目途として見直すことに際し、必要に応じて見直すものとする。